

<2016.9.22 記>

☆☆ 国も認める電力自由化による「原子力事業者の経営悪化」 ★★

2016.8.16東北電力は、「本年4月からの電力小売全面自由化に伴い、電力市場の競争が進展する中で、原子力事業者の経営状況が悪化し、必要な資金を安定的に確保することができなくなることなどにより、再処理等が滞るおそれがあることから、現行法（「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」）を…改め、使用済燃料の再処理等の着実な実施のために必要な措置を講じるため」、国が今年5.18に「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」を公布したことを受け、「再処理等に必要な資金の拠出先となる認可法人「使用済燃料再処理機構」が設立されることに伴い、…設置許可申請書（使用済燃料の処分の方法）の記載内容の変更を目的に行うものです（使用済燃料を再処理する事業者や原子炉施設等の変更を行うものではありません。）」と“言い訳”しながら、女川・東通原発の原子炉設置変更許可申請を行ないました（他電力も一斉申請）。

資料によれば、これまでは原子力事業者（電力会社）が資金管理法人に積立し、それを引き出して「法律上は義務なし」で再処理事業者（日本原燃）に支払うことになっていた（再処理を日本原燃に委託しない・再処理しない選択肢も許された？）ものを、新法では、電力会社が「義務として」使用済燃料再処理機構へ支払いを行ない、同機構が委託先の再処理事業者（日本原燃）に支払うことで、電力会社が“コケても（経営悪化しても）”再処理が滞らないよう＝再処理事業者が“コケない”ようにした？もののようです。今は「日本原燃」が技術的に“コケている”ため、新たな再処理事業者（今話題の「もんじゅ」<*別稿予定>の日本原子力研究開発機構に代わる主体が存在しないように、誰もいないと思いますが）が参入してもいいように資金的に保証する意味もあるのでしょうか。（この例に倣うなら、前号『鳴り砂別冊：気になる動き59』で言及したL1廃棄物の「300～400年程度の事業の継続性」なるものも、その基となる電力会社が早々に“コケたら”、再処理同様すぐに「滞る」おそれがあるため、いずれ埋設事業者への資金提供も義務付けるのでしょうか。）

そもそも「原発が安い」なら、電力小売が全面自由化されても「経営状況が悪化」することなどないはずで、原子力事業者が再処理費用・廃棄物処分費用その他の支出を義務付けられればられるほど、経営状況悪化がより一層加速され、それら費用の継続的支出が懸念されるのは皮肉（自業自得）です。だからこそ、福島原発事故に係る「廃炉・賠償費」を電力自由化後に参入した「新電力＝消費者」にも負担<9.21朝日>させようという経産省の“際限のない悪知恵”も生まれてくるのだと思います。

東北電力は、本格的に「経営悪化」する前に、再稼働ではなく廃炉を決断して、“後始末”を自力・自己責任で行なう義務があると思います。

<了>